

1 議 事 日 程（第1日）

（令和7年第1回有田川町議会臨時会）

令和7年1月21日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

令和6年度有田川町一般会計補正予算（第7号）

日程第5 議案第1号 財産の取得について

日程第6 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番 濃 添 勇 作

2番 栗 山 昌 之

3番 本 下 雅 敏

4番 椿 原 竜 二

5番 中 島 詳 裕

6番 星 田 仁 志

8番 谷 畑 進

9番 西 弘 義

10番 林 宣 男

11番 岡 省 吾

12番 森 谷 信 哉

13番 堀 江 眞智子

14番 増 谷 憲

15番 殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6番 星 田 仁 志

12番 森 谷 信 哉

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長 中 山 正 隆

副 町 長 坂 頭 徳 彦

住民税務部長 小 澤 俊 彦

福祉保健部長 井 本 英 克

総務政策部長 井 上 光 生

消 防 長 岩 井 伸 幸

産業振興部長 南 長 寿

建設環境部長 森 本 博 貴

清水行政局長 中 谷 芳 尚

総 務 課 長 原 秀 文

財 務 課 長 山 縣 和 弘

企画調整課長 寺 杣 真 英

教 育 長 片 嶋 博

教 育 部 長 中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 屋 正 也

書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回有田川町議会臨時会を開会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、星田仁志君、12番、森谷信哉君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る1月17日に開催された議会運営委員会の結果について報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る1月17日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに日程について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日1日間のみと決定させていただきました。

また、議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおり、日程第1から日程第3まで進行した後、日程第4、報告第1号及び日程第5、議案第1号について執行部から提案理由を説明していただき、その後、休憩中に全員協議会を開催し、御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第1号及び議案第1号の審議・採決をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして委員長報告といたします。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は、本日１日限りにしたい
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日限りに決定しました。

…………… 日程第３ 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第３、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提出された案件は、報告１件、議案１件であります。

また、本日の説明員は町長ほか１３人であります。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第４、報告第１号、日程第５、議案第１号の報告１件、議案１件を一括議題と
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第４、報告第１号、日程第５、議案第１号の報告１件、議案１件
を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和７年第１回有田川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員
各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明を申し上げます。

報告第１号につきましては、地方自治法第１７９条第３項の規定に基づき、令和６
年度一般会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第１号は、令和６年度有田川町一般会計補正予算第７号であります。今回の補
正につきましては、国において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、
低所得者世帯支援を実施する補正予算が成立したことに伴い、早急に事業を実施する
必要が生じたためであります。歳入歳出それぞれ１億１，３８７万９，０００円を追
加し、補正後の予算総額は１９３億４，２１９万円と相なりました。なお、補正額の
財源といたしましては、全額国庫支出金を充てることにいたしております。

議案第１号は、財産の取得についてであります。公園用地として有田川町大字徳田

字東長澤 9 6 1 番 1 他 9 筆の土地を、和歌山市南材木丁 2 丁目 1 0、株式会社フジシマ産業、代表取締役藤林範員氏と 3 億 1, 1 8 6 万 7 7 4 円で土地購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9 時 3 8 分

再開 1 1 時 1 5 分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

…………… 日程第 4 報告第 1 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 4、報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 6 年度有田川町一般会計補正予算第 7 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1 4 番、増谷憲君。

○1 4 番（増谷 憲）

1 4 番、増谷です。

今回、この報告第 1 号は、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が 1 0 0 % 充てられて実施していくんですけども、非課税世帯 1 世帯当たり 3 万円と、非課税世帯の中で 1 8 歳以下の子供さんがいる場合、1 人につき 2 万円を追加すると、これはこれでいいんですけども、今この物価高騰の中で苦しんでいる国民がほとんどだと思うんです。だからここだけ支援するという立場じゃなくて、町長、せっかくこの予算を組んだんですから、町民全体にも物価高騰対策の町単独でも組むべきだったん違いますか。この点、町長の認識はどうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員のおっしゃるとおりだと思っています。

また別に町創生の活性交付金というのも実際頂いています。それで、これをどんなにしようかなと今思案中で、できたら20周年も兼ねてますんで、もう少し町単の財源も引き出してきて、町民全般にわたるように何とか今考えて、また手当をやりたいなと思っております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

町長の答弁を聞いたら、当初予算はそういうことを組んでいくということで把握してよろしいのでしょうか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

まだ具体的には決まっていますが、3月補正でいきたいと思ってございますので、その節は皆様方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第5 議案第1号……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、議案第1号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、濃添勇作君。

○1 番（濃添勇作）

1 番、濃添です。

今年度の3月議会で町長が条件付で承認を得ている、県が完全に白という答えが出るまで執行しないという条件です。後に埋立て行為について、違法埋立てを行っていたという答えが出たと執行部から説明がありました。土を取り除けたからといって違法行為が行われた土地を購入することはできないと私は判断します。

また、前回の委員会で建設課からの説明では、県の調査が終わった後、業者から説明を受けているとされていますが、調査書面の確認をまずはさせていただきたいと思っています。

それと、有田川町のほうで現地確認、測量を行いましたかということも教えていただきたく思います。

それと、搬入土を取り除いて2, 700平米の埋立てになっているとされていますが、964の1番地の土地約644平米、これも埋立てされています。その場合、現在3,340平米の埋立てとなり、現在でも問題があると思慮されます。地籍図面の航空写真（令和4年度撮影）を確認したところ、南の一部に盛土が確認できていますが、撮影時、964の1番地は埋立て前であると見えます。盛土は去年に残土処分されていると聞きます。場内土で埋められた土地ではなく、搬入土で埋められたとされていることから、現在でも3,000平米を超えていると判断できます。回答をお願いします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

質疑にお答えさせていただきます。

調査書面については、町の書類ではございませんので見せることはできないと考えております。現地は、和歌山県が確認した後に有田川町の確認と今の質問は言われたように思うんですけど、有田川町は直接その場で立ち会って確認は行っておりません。

964の1の埋立てについては、その埋立てがどうなっているかという判断については県とフジシマ産業の話だと考えていますので、うちが返事することではないと考えます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

1 番、濃添勇作君。

○1 番（濃添勇作）

1 番、濃添です。

964の1番地の埋立て、これ644平米、これがもし別になされているのであれば3,000平米を超えているんで問題があるんじゃないですかということを今聞い

ているんです。だから、これがもしされているとなれば、これがまだ現在も違法な状態が続いている、そこら辺も県がちゃんと把握しているのか、それを県に聞いてないと。現にこれ3,000平米未満やという話をずっと聞いてたと。でも途中から3,000平米を超えていておかしいですよという業者さんの言うこと、それが全て正しいのかなと私は実は思っています。その辺どうお考えでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

964の1の644平米の埋立ても含めて、県がフジシマ産業と確認作業を行っていると考えております。町は特にその辺は知り得る情報ではないのかなと考えます。以上です。

○議長（谷畑 進）

1番、濃添勇作君。

○1番（濃添勇作）

1番、濃添です。

先ほど全員協議会の中で聞かせてもらった埋立ての内容でいくと、一番大きい土地、961の1番地のことを対象にされていると言われてたんで、私、この質疑をさせてもらったんですけども、そしたら先ほどの答弁はおかしいということですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

県がフジシマ産業が埋めたところを調査した結果、その部分は埋めたこと認めて、その中で今現場を僕らも確認させてもらったんですけど、「ちょっと穴になっているところを取ってくださいね」という県の指導というか、そういうようになったと聞いておりますので、それ以前の情報というか、964の1を含めた情報というのは、町が今現在知り得ないので申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

○議長（谷畑 進）

3回となりますので、ほか。

〔1番、濃添勇作「議長、3回やけど答えになってないと思うんですけどね、今の。」〕

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

3回となります。今の答えて納得いただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

まず、この埋立ての事項はどこがやるのか、どこが許可をするのかが一番ポイントだと思います。池の埋立ては県が許可して、埋立ての地権者に対してどうようにせえということは県が決めること。

そこで町長にお伺いしたいのは、町長は3月議会に、「この土地に3,000平米以上の土が入っているんです」とか、「そういう不誠実なことがあるんやったら執行はしません」と一般質問でそのように申し上げたと思います。だから、全て今これをクリアして県のほうがオーケーですということで、この議会へ購入しますという格好で財産取得で議案を提出してくれたと思います。だから、この埋立て事項でどこがどうの、ここがどうのというのは町が関知できない部門であって、県が業者、地権者に対して指導を行って、それは適切になされているという格好で町が納得して、県のほうからの答えをいただいて、我々議会にこういように購入したいということで議案が上がってきたと思うんです。だから、それをクリアしてないのに議案が上がってきたとは、我々議会は考えられません。町は全てクリアして、県の指導の下で業者もクリアして、それで現在議案を上げてきたと。そのクリアしてない部分があるのに、議案を議会へ上げてくるということはありません。それがあったとしたら、これいかなもんですかとなりますね。その点、町長がしっかりして議案をこの議会へ上げてくるということは、それはもう全てクリアした上でこの議会へ上げてきたというように僕は解釈しますが、町長いかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

端的に言うたら、殿井議員がおっしゃるとおりであります。3月議会で問題が見つかったんで、いろいろ県との協議の中で、もう県が業者との中でオーケーを出さんと購入はしませんよと、確かに申し上げました。そのいろんな条件を県と業者の間でやり取りをして、県が業者にもうこれでよろしいよという指導をやった中で、業者がそのとおりやって、県が業者にこれはもうオーケーですよということをうちも確認して、それで今回提案をさせていただいたわけであります。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

ただいま町長の答弁をいただきました。ということは、県が池の埋立ての問題で3,000平米以内、全ていろんなクリアをして、それでもうこれは白でどういうことのない、支障のないことを確かめて、それでこの議会へ町長が判断して、議会へ上げるというのは町長の何ですんで、もう全てクリアして、今までどうのこうのと言うてたやつを全てクリアして、白の状態で議会へ上がってきたという解釈で我々は判断したらいいんですね。再度お答え願います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

そのとおりです。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

今、有田川町中山正隆町長が、そのとおり全てクリアして県のほうも許可を出して
るという解釈でいいということでお言葉をいただきました。それを我々は議員として
信用いたしまして、今回の議会の判断に至ると思いますんでよろしくどうぞ。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

2番、栗山です。

去年の3月議会のときに、3,000平米を超えてるん違うかという話で問題が取り
沙汰されましたので、私たちはその土地を購入する予算を下ろすようにということ
で修正動議を上げさせていただきました。図らずともその修正動議は成立いたしまし
てんですが、そのとき議論になったのが、3,000平米以内やないかというような
話がしきりに出てきました。実は埋立面積が4,210平米を超過してある、約2倍
です。2倍を超えている面積が埋め立てられていたというような状況で、よう3,0
00平米ということで話が進んだなというように思います。だから、こういうような
状況で、蓋を開けるとこんだけ4,210平米超えてましたよ、それはちゃんと調べ
やないかんのと違うんかなというように思います。だから本来、そういう2倍以上の
面積が埋め立てられているということもありながら3,000平米以下やと、これは
明らかに条例違反です。条例違反の埋立てがされていたということです。

今、ここに「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条
例」という県の条例を持ってきました。この第5条に、「県民の責務」というのが
あります。その第5条、「県民は、自らの地域の生活環境を保全し、生活の安全を確
保するため、地域において産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われないうに
配慮するとともに、産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理が行われていることを知っ
たときは、県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。」となっています。
ですから、我々はこれ2倍以上の違法埋立てがされていたということの中で、あかん
の違うかというように動議も上げさせていただきました。

しかしながら、動議のほうは否決されましたが、こういうような県民の責務という

ことで、議員だけじゃなくて、町民だけじゃなくて、町の職員も県民の責務というのはあると思うんですよ。だから、不適正なその第5条の2項に、「県民は、県が実施する産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。」というのがあります。だから一体これ、町はどない考えてたのかなというのがあるんでお答えいただきたいと思います。

それと、先ほど話の中にありましたが、町長が3月議会のときに回答された内容、これをもう一度精査していただいたらいいと思うんですけども、これ議事録の130ページに記載されている項目です。そこで、これはもう言葉のとおりなんですけども読ませていただきますと、「県がこれを全く白ですという以外は絶対予算も執行はしないということは、これはもう確約させてもらいます」というようにおっしゃっています。もし今疑問でしたら、もう一度議事録を確認していただいたらいいと思うんですけども、こういう内容で議事録が出ています。

それと、これは全部ワールドワイドウェブ、全世界に流れている分です。今でも録画された分で全世界にこれは出ています。その中でどういうように考えられるんかというのをお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

3月議会で不正なところが見つかったんで、これはきちっと県が指導して直してくれるまでは予算を執行しないという答弁をさせていただきました。県がそれから業者といろんなやり取り、指導もやって、県がもうこれでオーケーやということをいただいたんで、今回議案として提案をさせていただきました。

防災公園というのは、本当に有田川町、僕は必要やと思っています。しかもあのぐらの土地が、大きな道へ沿うた土地というのはそんなに簡単に見つからないと思っています。それで、いよいよこれから基本設計に入って、詳細設計へ移っていくんで、またその施設については公園にするところはこのぐらいいいんかとか、それはまた議員と議論をしながら慎重に進めていきたいと思っていますけれども、とにかくこの土地の購入については非常に最適な土地だと今でも思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

先ほども質疑の中で言った、土砂等の不適正な処理に関する防止の施策に協力するという、これも答えていただいてないんですけども、それはどうなんかというのと、ついでに言わせていただきますが、これ前回3月議会のときに4億円という予算を計上しているので、その中で基金からということは町民の積み立てたお金やということ

の中で2億6,000万円要りますということは、町民1人当たり1万円を出さなアカンでと、土地購入だけでということも言わせていただきました。今回、それが3億僅かということで、4分の3ということなんですけども、それでも4分の3で7,500円の出費、赤ちゃんからもう高齢者で施設に入っている方々全員が7,500円の負担をしてこの土地を購入するということに対して、一体どない思っているんかというのをお聞きしたいと思います。

それと県民の責務ということの中で、町がどういように果たしているんかというのを再度お答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

1人当たり7,500円の金額を出してくれましたけれども、議員御承知のとおり、今年の能登半島の地震、また30年前の阪神・淡路大震災の災害、それから東北の地震、ここ20年前のときですけれども、すごい災害が出ました。このときもいろいろそういう施設があつてこそ、7,500円がいるさけ、もうつくらんといたらいいんかということでは僕はないと思います。この間も東南海地震、30年のうちに起こる確率を国のほうが80%まで上げました。去年も日本で初めて南海トラフの大地震警戒情報というのを出されました。これからいよいよこれに備えていかなければならないと思います。僕は銭金の問題やないと思います。きちっと災害があつたとき、備えがあれば憂いなしとよく言われますけれども、そのためにもぜひ今これを備えていくべきだと私は思っております。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

県民の責務ということでお答えさせていただきます。

誰しもが県民であると考えております。そういうことを見かけたら、通報したりいろいろしていくのが普通かなとは考えるんですけども、今回の場合、条例というのは県の管轄になりますんで、再三しつこいぐらいに県に確認作業は行ってまいりました。そのときの回答というのが、「3,000平米以内なんで大丈夫なんですよ」ということを再三言われ続けてきた中で、そういう流れの中で誰かが言われたんか、通報してくれたんやと思うんですけど、県が再度そこを調査するということになりまして、こういう結果でそれだけの土を運び出すような最終の指導が入ったというように聞いております。今後の話になるんですけど、私も県民の1人でございますんで、そういうことの責務に対するアンテナをしっかりと張らせてもらって、そういうことを見かけたらきっちり対応できるような人間になっていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

先ほど全員協議会の中で、県との直接のやり取りはしていないというようにお聞きしたんですけど、今、話の中で県とのお話でということと言われたのにはちょっと矛盾があるように思うんですけども。

それともう一つ、やっぱり防災に対する考え方でいろいろしていかないといけないというのは、ここのほとんどの議員、そうやと理解していると思います。ただ、こういうように条例の違法により埋め立てられた部分がある土地を使用するというのは、一体いかがなものかと。それもまして金額の話もちろんそうなんですけども、7, 500 円やったら、それを未来に備えてというのは分からなくはないんですけども、こういう先々どれだけのお金が要るかという計画は今の時点でできない、基本計画があるだけということで、それで土地を買うのかというように疑問を持っています。ですから、ここでこういう計画で処理するので、こういうようなことを考えて計画しています、基本計画のとおりいろいろやっていくとお金がかかったんでちょっと増えましたというのはしょうがないにしても、ここで総額何ぼ要るんよというのは示していただく必要が私はあると思います。それを総額を示していただけない状況の中で契約するというのは、いかがなものかというように考えております。

それと細かいことですが、3 月に不動産鑑定士に鑑定していただいていると思います。それを再度鑑定し直していただきましたというお話ですが、これの予算は今年度に取りっていますか。それがどうなんかなというのと、それとこの不動産鑑定をされた方は、不動産鑑定士協会のメンバーなのかどうかというのを教えてくださいたいと思います。これで3 回の質疑を終わります。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

一番最初の3, 000 平米の確認については、県との直接やり取りというか、保健所が管轄になるんで、そこに問い合わせただけでございます。ただ、そこでそういう結果は町のほうには出していただけたんで、その確認作業で進めました。

防災に対する考え方は、自分のほうからどうかなと思うんですけど、今はやっぱり防災的に公園をまず整備して、何か有事のときに備えていくのが必要不可欠なんかなと考えていますんで、このまま続けていきたいと考えております。

不動産鑑定の意見書というか再鑑定になるんですけど、その分に対する予算は、現6 年度予算として持っております。

契約するのはいかがなものかなということを全員協議会のほうでも質問はされたんですけど、やはりこの土地は購入するともう町は決めております。その中で基本計画

に基づきながら、修正もしながら、できるだけ予算も税金でございますので抑えながら、皆さんが使いやすいようなものを考えていきたいなと思いますので、まず土地購入から始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

答弁漏れはないですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

鑑定士は、鑑定士協会のメンバーです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

答弁漏れはございませんか。ほか質疑。

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

先ほど町長が言うたように防災公園、災害があったときに必要な土地というのは大事なことやし、我々議会も、僕も3月議会でも言わせてもらった以上、やっぱり住民のための防災機能を有する土地、それは大変必要やと思いますし、誰も反対する向きはないと思います。

けれども、先ほども栗山議員や濃添議員も聞いたんかな、町長の答弁で。ちょっと待ってくださいね、今、Facebookで写真を撮ってるんでそれを起こしますんで。その中で、町長は「あそこで防災公園をやりたい思いがあったんですけども、県がはまだ確認中やということで、できるだけ早く答えが欲しいよと言うてますけれども、異動で若干遅れると思います、県がこれは全く白ですよという以外は、絶対、予算も執行はしないということは、これはもう確約させていただきます」という答弁をいただいて、僕らは予算を認めさせてもらったんですけども、この中で言うたら、さっきも言うたみたいに、埋立てしてる土地が言うたら3,000平米以上で、黒やったやつが白になったさかいにこの予算を使うよというニュアンスでは発言はとれないと思うんですよ。その中でも自分らが歩み寄りもせんなんし、住民のためにやらなんと思ふんやったら、その中で担当部長に全員協議会で聞いたけど答弁があやふややったんで聞きたいんですけども、県からちゃんとこの土地は問題はありませんという確約はもらっているんでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

県が現場を確認した後の話になるんですけども、県のほうへ業者のほうにした返事

はどうでしたかという確認はして、県にきちっと裏取りの確認は取りました。それで大丈夫です。

以上です。

○議長（谷畑 進）

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

今、部長のお話で僕も病気なのでちゃんとよう聞かんし、理解せんところもあるんやけども、業者から問題ないと聞いたということによろしいんかな、それで。そういうような答弁で、業者から部長は聞いたということでもいいんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

県からも聞きましたし、その裏取りとして県に確認作業を行いました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

僕、さっき全員協議会で聞いたときやったら、業者から聞いたんやという報告を受けて、今回の本会議にきたんやけど、全員協議会からの話はちょっとずれてるような気がするんやけどね。何のための全員協議会やったんかなと、僕らも防災公園にしても反対する気はないし、いい土地はいいし、逆に言うたら町長が言う、全く白やったらいくと約束してるし、それが白になったさかいにするというんじゃ、こんだけの傍聴人も来てる中で言うたら、結構関心も高いと思うんですよ。そこで議場でちゃんと審議せんなん中で言うたら、ちゃんとした発言をする中で言うたら、僕らも責任を取らなあかんし、逆に言うたら執行部側も責任を取ってから発言せなあかんと思いますんで、そこら辺はどうなってるんでしょうかね。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えします。すみません、申し訳ないです。

県が現場を調査した後に、県が業者にオーケーですよという答えが行きまして、その県からオーケーをいただきましたというのは業者から私たちは報告を受けました。その後に、それは業者が一方的に言うてることだったら悪いんで、県のほうには確認作業は行いました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 11時48分

再開 11時49分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

ほかに質疑はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

さっきまでいろいろ議論を交わしてる中で、初歩的な段階から再度お聞きします。

この議案は、公園用地として土地を取得する議案であります。3万5,542.9平方メートルを、当初予算は4億円でしたけれども、今回の取得で3億1,186万774円で購入するとなっております。1平米当たり8,774.2円、坪単価でいいますと約2万9,000円となっております。

そこで質疑に入るわけですが、もともと池があったところからの出発ということで、皆さんがいろんな点で疑問もしくは不安に感じることもあるわけで、中に埋まっているものは本当に大丈夫なのかということが1つあるので、水質検査や土壌検査はどう確認が取れているのかというのが1つ目。2つ目に、仮に購入した場合、土地の整地などに費用負担が大きくなっていかないかという点があります。3つ目に、この用地は以前借地があったように思ったんですが、その借地については今ないのかどうか確認したいのと、4つ目に近隣の造成した土地の値段を私聞いてみたんですけども、造成した土地なんで若干高くついているんですが、1坪12万5,000円でした。ここからも用地の問題、土地の値段にしても、土地の単価についての認識についてまず伺っておきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

中に埋まっているものはないかというところなんですけど、埋まっているか埋まっていないかは、現段階で推測の域を脱し得ないと考えております。仮に工事施工上の土地の利用に支障があるものがあった場合には、通常の公共工事と同様に法令等を遵守し、適切に処理したいと考えております。

仮に購入した土地の整地などに費用負担が大きくなるか、これから土地を購入した後に測量して基本設計とか設計に入っていきます。最小で最大の効果を出せるよ

うに努力してまいりたいと考えております。

借地はないのかというところですけども、以前は外国向けの車の借地部分はあったと思うんですけど、今現在はないんで、町が買うところについては借地はありません。

近隣の造成した土地の値段を聞いたら1坪12万5,000円でした。土地の単価についての認識はどうかと聞いてくれているんですが、町としては鑑定額のとおり購入いたします。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度お聞きします。

今後、分からない点もあるということだったので、造成中に仮にいろんなものが出てきた場合、当然取り除いていくと思うんですが、これは業者の責任に基づいてそうなると思うんですが、その辺のしっかりした取決めはどうなっているんかお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

基本的には、フジシマ産業が盛土をした部分につきましては、フジシマ産業が関わった部分になるんですけど、そこについてはフジシマ産業が何か出てくれば取り除いていただけるような契約にしております。そのほかの事項についても、イレギュラーなことも出てくるとは思うんですが、その都度協議して進めていきますということも契約書にうたわせてもらっています。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ということは、途中でそういうのが出てきて、業者が知らんということとは言えないわけですよね、取決めの中である限りは。だから、それはしっかりしていると思うんです。

もう一つは、この用地取得に対しての国からの補助があると思うんですが、どのぐらいのパーセントを占めるのかも確認したいと思うんですが。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えさせていただきます。

用地取得に対しては、その事業費の3分の1が国からの補助になります。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

質疑3回目で終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

討論は、賛成か反対かを。

○13番（堀江眞智子）

現状反対ということで、今から内容を述べさせていただきます。

私、この間からこの件について、いろんな方と会って話をして悩みました。夕べからおなかが痛くて、もう今日は来たくないと思うぐらいの案件なんです。それというのも、いろんな議会でのごたごたはありましたが、住民の声が一番大切やということで、この間から何名かの方に意見をお聞きしました。

その中で、確かに私はこの防災公園、住民の安全を守るためには要るんじゃないかなというようにも思いますが、その住民が無駄遣いやという意見が多かったんです。これは私もびっくりしました。私の関係している人やから、首を振っている方とはまた違うかもしれませんが、ほかの施設をつくる時には、お金がないからと言ってことごとく規模が小さくなったり、土地の購入に際しては首を縦に振ってくれないことも多々ありました。

この計画をするときに、住民アンケートというものを取ったということですけども、こういう私だけの周りの人が半分かもしれないけれども、これはやっぱり住民アンケート、全員に住民アンケートを取るべきじゃないかと思うんです。だから今日の時点では賛成できかねます。ということで、反対討論になるのかなと思いますが。

○議長（谷畑 進）

続いて、賛成討論はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私は、この議案には賛成の立場で討論いたします。

今回の公園用地取得について、私は以前から防災上、仮設住宅の用地の確保は相当困難でありますから、早いうちから用地の取得を求めてまいりました。そういう点が1点あります。

また、防災と住民の憩いの場になることから、周辺へ住宅の建設がさらに進むとも

考えられ、石垣小・中学校の児童生徒の人数にも変化が起こるのではないかと推察いたします。それで用地については、何かあれば業者と協議するということになっております。単価も決して高くないと思います。また、借地の有無でもお聞きしましたが、ないということでした。

そして、先ほどの反対討論の中で住民の声をどれだけ聞いたのかというのも極めて疑問であります。そして、今回、用地取得に当たっては、国から3分の1の補助もあるということです。

以上の理由から、まだまだ賛成討論したい内容もありますけども、簡潔に討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

2番、栗山です。

今、賛成討論も聞かせていただきましたが、まだまだ心配なことはたくさんあります。私たち議員は、防災公園、都市公園はつくったらいいいというのを反対しているわけではありません。でも、あの土地が本当に適性なのかということの中で、私たちは修正動議も上げ、いろいろと調べていただいたりということの中で進んでいきました。だから、その修正動議の中では3,000平米を超えてないやないかというようなお話もたくさん出てきましたけど、現実先ほども言いましたけども、4千何がしをオーバーする2倍以上の面積が埋め立てられていたという現実があったということは事実だと思います。

それと、もうこれは最後になりますけども、瑕疵担保、結局は何か出てきたら、それは売主の業者の責任で排除していただく、費用負担をしていただくというようになっていますが、今埋まっているのがどれだけ出てくるか分からないという状況の中で、果たして今の持ち主がそこを最終までちゃんと補償し切れるのかどうかというのも疑問に思います。補償していただけるんだったら問題はないんですけども、そのところも全く未知数やというように思います。

それと、最終的に防災公園、都市公園ということの中で防災機能を持たせるということなんですけども、広場ということの中で液状化現象が起こった場合、そこに仮設住宅が建てられるのかといったら無理です。そういう状況の中で、この土地というのが適正かどうかということ考えた場合に、私は不適やということの中から反対させていただきます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

続いて、賛成討論をお願いします。

１５番、殿井堯君。

○１５番（殿井 堯）

１５番、殿井でございます。賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

まずこの問題は、一番ボタンの掛け違いをしているのは県です。この埋立て許可を与えるのは県と事業主です。町は何の権限もございません。だから、県が何で３，０００平米以内でしたら許可は必要ない、やってくださいと業者に言うて、業者は３，０００平米以内でやりますということがオーバーワークした。だから、これは町が何ぼ権限がないのにどうせこうせいじゃなしに、まず県許可ということをしつかりと認識させていただきたいと。県が何でそんな怠慢なことをしてるんなど、何で県が調べて検査しに行かんのかな、何で途中でオーバーしてるやないか、何で県が指導せんのかなという格好で僕も県へ問い合わせました。

ところが、業者が３，０００平米以内と言うから、それはまだ調べんでもいいという格好で県が調べに行かなかったと。その旨で我々議員の中から、あれは３，０００平米以上あるんじゃないか、おかしいんじゃないかと県がそれを聞いて調べに行ってくれました。それで県としたら、何か月もかかって調査して、大分長い間かかったと思います。その間は、さっきから質疑応答があったように、町長、もしこれがオーバーしてたら、もし中に何か変なもんが入っていたら町長どうしますかということに対して、町長が全てクリア、その悪条件を県が許可してるんやから全てクリアしてから、真っ白な状態で何も不自由のない違和感のない土地になれば、県が調査してそれを町に執行するよという町長の答弁をいただきました。

だから今現在、こうして町が議案として我々議会へ上げてくるということは、県が全て業者に対して白の状態、色のついてない状態にして、その答えの上をいただいて町が我々議会へ議案として今上げてきてくれているということは、よもやまだまだ問題があるのに、まだまだ今質疑応答があったように問題があるのに、それをこっちへ除いて町が議会へ上げてくるということは、それが事実であれば、これは重大な町の責任ですよ。

だから、それを今現在、町としたら、県が全てクリアしましたと部長、町長の答弁も議会でやってるんですよ。それがもし万が一問題があるとしたら、これ町長は責任を取らんといけませんよ。議会でやってるんやから。それを我々議員に対して、いや、こうです、こうです、議員側からもこうです、こうですって言うっていうことは、これもし問題とか、そんな問題がクリアしてないのに議会へ議案として議員に採決してくれって来てるんやから、これ問題があれば町長は、はっきり言うてそのままでいてられませんよ。全くということは、ここで否決したら不信任案になります。当然のことでしょう。

だから、県がそこまで県指導で業者にやって３，０００平米以内に土を搬出したと。だから、今議員が言うてるように、県と業者、その３，０００平米以上がもし万が一

認められるんやったら、町が何とかするということは、町が埋め立てしたのと違う、県許可でやったんだから県に責任があると。県が全てクリアしてますと、今町長が答弁しましたね、質疑に対してでも。県が全てクリアしてるんやから、我々議会へ上げてきました。だから、はっきり言うて、その言葉はうそがあったら大変なことになりますね。

だから、その点、町も担当部長も県が全く問題はありませんって言うてるんだから、それは問題があると言うんやったら、その証明をしてもらって、それで問題がないというのは町がもう全てクリアしましたと、議会で町長も答弁してるんやから、これは後日、その答弁に対して疑惑があるという格好であれば、これ町長の責任というのは重大ですね、そう思いませんか。これ議会ですよ。

そして、住民が一番立ち望んでいる防災公園、この防災公園に対して反対でないって言うてるんですよ。防災公園は皆賛成やと。ただ土地に違和感があるということですね。そうですね。防災公園は反対ではないんですね。土地に違和感があるということ、そういう質疑だった。だから、その質疑に対して県がこういうことで業者と話、県が指導して県が立ち会って、この土地にはもう障害がないということの答えをもらって町がここへ出している以上、これは万が一、そういういわくのあるような格好で残ってるんやったら、これ町長いかなもんですかね。そういうような答弁やから、個人的にどうのこうのと聞くことは討論やから差し控えますけども、そういう行政の長が責任を持って県の指導で業者にやってもらって、これは大丈夫ですということを聞いて町がここの議会へ提出してるんやから、これ何らかあるということは信じ難い。また信じたくない。

だから防災公園というのは必要です。いつ東南海地震が発生するか分かりません。そういうときの準備って町長が言うてましたけど、それは必要です。だから防災公園に対しては、我々は大賛成です。でも、そういういわくつきの土地があるということに対しては、県がその業者に対して徹底指導して、その土を搬出して3, 0 0 0平米以内に抑えて、結局、今後は何もないから町のほうへその土地を購入しても大丈夫ですよという許可をもって、この場で町が上げてきてるんやから、我々はそれに際してはどうこうということじゃなしに、その責任を町が持っていだけるんやったら、我々はそれに対して反対する理由はありません。

また、防災公園には皆賛成やから、一日も早く防災公園を計画どおりに進めていかんと、万が一のことがあれば、ほれ見よ、あのときやっといったらよかったのに、ほれ、もうこないなってもうて、それはそう、よその市が避難場所に与えて、仮設住宅を建てたところを今度は水であかんようになるって、そんな自堕落な話はないと思いますよ。だから、避難場所を確立するということは、我々は議員としては大賛成ですけども、そういうことで町を信じやんと、我々は町会議員やから、町が議会の場所でうそを言うてるというような解釈を僕は全くするつもりはありませんし、それに関して賛

成の討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 12時12分

再開 12時12分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

挙手少数であります。

よって本案は否決されました。

……………日程第6 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、議長への委任について。

お諮りします。

本臨時会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

これ重大な案です。これで否決するということは、町長の不信任案です。町がそういうところの遺恨を残したまま議会へ上げてきたという解釈で、町長、これでいいです。ということは、議員は町長に対して不信任案、反対ということは不信任案です。傍聴はうるさい。傍聴は黙ってください。

だから不信任案ということになる、町長として。要するに町長が上げてた議案は不成立。ということは、これは町長に対して不信任案ですね。そういうことですね、議

長。だからそこらの点をはっきりして、やっぱりそういうことで議員が答えを出した、僕はこれはもう絶対のもんやと思う。議員はそれだけの権限を持って、住民の代表で来てるんやから。だから、それに対して否決が出たということは、町長に対しての不信任案で、町長、これどう解釈して、どう今後かじを取るかお聞かせ願います。

○議長（谷畑 進）

私が発言します。

今の議案に対しての決議は否決です。町長に対しての不信任ということには当たらないと思います。

〔15番、殿井堯「それで結構です。だからそれを聞いているんです。」〕

○議長（谷畑 進）

議案についての決議は否決となりました。ということで、不信任ではありません。

〔15番、殿井堯「だからそれを聞いてるんです。不信任案にならんとするんやったら、不信任案にならんで結構です。だから町長が議案を上げてるのに、それに対して反対でしたら不信任案になりませんか。」〕

○議長（谷畑 進）

町長に対する議案ではないので、これは一議案として財産の取得ということで、この案件については否決であります。不信任案にはならないと思います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

本臨時会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和7年第1回有田川町議会臨時会を閉会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会 12時14分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有 田 川 町 議 会 議 長 谷 畑 進

6 番 議 員 星 田 仁 志

12 番 議 員 森 谷 信 哉